

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：浪速区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・備品台帳に登録されているが備品一覧に登録されていない物品があった。 ・取得価格が 5 万円以上と見込まれる物品について、備品一覧には登録されているが備品台帳には登録されていなかった。 ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 浪速区役所は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 浪速区役所は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】 ・監査結果に係る周知文を作成し、令和 8 年 3 月 6 日付で関係職員に周知するとともに、同年 3 月13日開催の区内会議において、当該周知文の内容を他の担当課長へも周知した。 ・同年 3 月19日付周知文にて会計規則等を踏まえた年度区分の考え方等を指定管理者へ共有した。 【2】 ・帰属の調整を要する物品について、指定管理者と協議の上、市の帰属となるものについては、取得経過が不明なため、同等品の参考価格を調査した上で台帳への登録を行う。なお、参考価格の調査が不要なものについては、早急に登録を行う。 ・監査で指摘のあった備品台帳及び備品一覧については、照合が容易となるよう、保管場所、製品型番等を踏まえた記載内容に整備し、毎年度末に指定管理者とともに実施している備品の棚卸の際に、実物と備品台帳及び備品一覧との 3 点での照合を行う。	措置中	(令和 8 年 9 月)